

高所作業車運転技能講習

奈良労働局長登録教習機関
公益社団法人 建荷協奈良県支部

●作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転業務については、技能講習を修了した者でなければ従事できません。
この技能講習を下記により開催致します。

1 講習日程 【講習内容・会場等の問合せは、建荷協奈良県支部へ（0742-36-2040）】

| | | | | |
|------|----------------|----|------------|---|
| 第1日目 | 平成30年 9月 3日(月) | 学科 | 8:30~17:00 | <ul style="list-style-type: none"> 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 運転に必要な一般事項に関する知識 関係法令 |
| 第2日目 | 平成30年 9月 4日(火) | 実技 | 8:30~17:00 | <ul style="list-style-type: none"> 原動機に関する知識及び高所作業車の作業のための装置の操作(学科・実技試験実施) |

※受講日の天気について、午前7時に奈良県内(地域を問わず)で警報がでたときは、講習を中止します。

2 講習概要

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|---|
| 会場 | 学科 | 奈良県電気工事工業協同組合 奥の建物 奈良市三条松町29番3号 | (近鉄新大宮駅・JR奈良駅西口下車 徒歩15分 奈良交通北添川バス停下車 徒歩5分) |
| | 実技 | 桜井木材市場株式会社 桜井市赤尾92番地 | (近鉄朝倉駅下車 南西へ約15分) |
| 受講資格 | (一部免除者・高所作業車運転技能講習規定第3条による) | | |
| | ①建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施行技術検定に合格した者 | | |
| | ②道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 | | |
| | ③フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者 | | |
| ※当支部では一部免除者を対象とした技能講習のみを実施しております。 | | | |
| 必ず、申込書に上記免許の写しを添付して下さい。 | | | |
| 定員 | 20名 (先着順 受講者10人以下の場合は実施いたしません) | | |
| 申込方法 | 申込書(様式2号)に所要の事項を記入・押印し、写真・住所等の判るものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受付けます。 振込みの場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は申し添えてください。 申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。 | | |
| | 【申込先】 | 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 奈良県支部 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040 | |
| | 【振込口座】 | 南都銀行 大宮支店 普通 430120 公益社団法人 建荷協奈良県支部 | |
| 【受講取消】 | 申込み後の変更・取消しは講習日3日前(土・日・祝日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。 | | |
| 持参するもの及び服装 | 受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート 作業服(長袖・長ズボン)、作業靴、作業用手袋(軍手)、保護帽、安全带、雨天時は合羽 | | |

3 受講料

単位：円

| | 受講料 | テキスト代等 | 計 |
|------------|--------|--------|--------|
| (公社) 建荷協会員 | 32,400 | 1,200 | 33,600 |
| 会員外 | 32,400 | 1,440 | 33,840 |